三　オルト―トリジン及びその塩 四　ジアニシジン及びその塩 五　オーラミン 六　（略） 七　マゼンタ 八　（略）	（削る）	
		㈡　（略）
		㈢　次の物を製造し、又は取り扱う業務 一　ベーターナフチルアミン及びその塩 二　アルファーナフチルアミン及びその塩 三　オルト―トルイジン
		一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　（略）
		一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　医師が必要と認める場合は、膀胱（ぼうこう）鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

三　アルファーナフチルアミン及びその塩 （新設） （新設） 四　（略） （新設） 五　（略）	㈡　次の物を製造し、又は取り扱う業務 一　ジクロルベンジジン及びその塩 二　オルト―トリジン及びその塩 三　ジアニシジン及びその塩 四　マゼンタ 五　前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	㈢　（略）
一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合は、膀胱（ぼうこう）鏡検査		
		一　作業条件の調査 二　（略）
		（新設）